



《編集・発行》

相模原市農業委員会  
相模原市中央区中央2丁目11番15号  
Tel 042-769-8292 (直通)

# 農業のうごき



○市民農園情報(利用者の募集について)  
・新規の利用者募集は、毎年2月1日から10日程度実施  
・空き区画のある農園は、随時募集中

市民農園利用者の様子(中央区横山台)



## 市民農園で新鮮な野菜を作ってみませんか?

現在、市内には市が設置する「市民農園」が50箇所あります。「市民農園」とは市民の皆さんへ貸し出ししている農園で、自分で育てた新鮮な野菜を食べて農業に親しんでいただけるほか、余暇の利用や健康づくりにも役立てられています。

現地では、利用者が自分のペースで野菜の栽培等畑の手入れに取り組んでいます。利用者同士での挨拶をはじめ、休憩中の世間話やベテラン利用者に栽培技術を教えてもらったりするなど、様々な形でコミュニケーションを図って、生き生きと楽しみながら野菜づくりに励んでいます。

市では定期的に市民農園の利用者を募集していますので、興味のある方は、農政課までお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先

農政課

電話 042-769-9232

## 令和5年度相模原市優良農業者表彰

令和5年度相模原市優良農業者が決定され、他の模範となる農業経営や地域貢献に努め、本市の農業振興に貢献された次の方々に表彰状と記念品が贈呈されました。



うめざわ ただかつ 南区  
梅沢 忠勝氏 新戸  
水田作経営



なかじま せつこ 南区  
中嶋 節子氏 当麻  
露地野菜作経営



さとう ひろかず 中央区  
佐藤 宏一氏 上溝  
露地野菜作経営



おがわ かずお 中央区  
小川 和男氏 田名  
採卵養鶏経営 露地野菜作経営



なかざと みのる 緑区  
中里 稔氏 大島  
水田作経営



いぬさ しょうぞう 緑区  
井草 正三氏 二本松  
露地野菜作経営



しまの なお 南区  
嶋野 長雄氏 東大沼  
露地野菜作経営



おおぬき かづみ 南区  
大貫 勝巳氏 上鶴間本町  
露地野菜・施設野菜作経営



業務用キャベツ  
出荷組合  
中央区 田名・上溝  
まつもと てるひさ 松本  
たかほし こういち 高橋 幸一氏  
かたの あきひで 片野 明秀氏  
たかところ こういち 田所 耕一氏  
たどころ しげお 田所 茂雄氏  
露地野菜作経営



ひぐらし けいいち 緑区  
樋口 圭一氏 川尻  
耕種(露地栽培)



えのきだ かずこ 緑区  
榎田 和子氏 鳥屋  
耕種(露地栽培・施設栽培) 6次産業加工品



## 熱中症は予防が大切 夏の農作業で心掛けること

- 1 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行いましょう
- 2 作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩をとりましょう
- 3 熱中症予防グッズを活用しましょう
- 4 単独作業を避けましょう
- 5 高温多湿の環境を避けましょう

熱中症特別警戒アラート  
が新設されました!

熱中症警戒アラート等のメール配信サービスにご登録いただくと、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、また1日1回、全国いずれかの都道府県で熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールでお知らせします。





# 農業者年金に加入しませんか

【農業者の方なら広く加入できます】

## 農業者年金で将来の生活の安定を考えませんか？

<例>夫婦2人の場合



## 農業者年金の加入要件

- ① 年間60日以上農業に従事する
- ② 国民年金の第1号被保険者  
(国民年金保険料納付免除者を除く)
- ③ 65歳未満の方  
(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)

①~③の要件を満たせば、農業経営者はもとより、配偶者や後継者などの家族、農業従事者、自営業との兼業農家の方も加入できます。

## 農業者年金にはメリットがいっぱい

- 積立方式・確定拠出型の安定した終身年金です。加入者の支払った保険料が将来の年金給付に使われます。
- 保険料は自由に設定(月額2万円から6万7千円までの千円単位)できて、いつでも変更可能です。
- 年金は生涯支給されます。また、80歳になる前に亡くなった場合には、ご遺族に死亡一時金が支給されます。
- 支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

## 一定の要件を満たす若手農業者には、保険料の補助があります

農業の担い手として頑張る世代を支援するために、認定新規就農者で青色申告者など一定の要件を満たす農業者に対して保険料の国庫補助があります。

### ポイント

- ①最大1万円の国庫補助で、保険料2万円の積み立てが出来ます
- ②保険料の国庫補助が受けられる期間は、  
35歳未満の方は一定の要件を満たす全ての期間  
35歳以上の方は10年以内の期間  
} 通算して最長20年間となっています
- ③自己負担分の保険料は全額社会保険料控除の対象になります

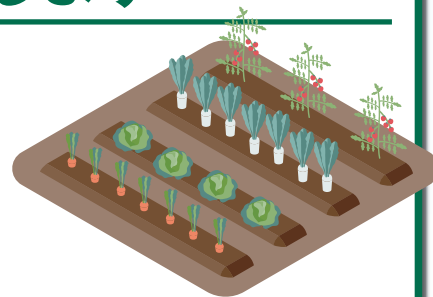
詳しい内容や加入の申し込みは、最寄りの農協、または農業委員会事務局へお問い合わせください。

## 農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、法令に基づき、毎年市内の全農地の利用状況を把握するため、農地利用最適化推進委員等により、農地の利用状況調査を実施しています。

この調査の結果、「遊休農地」と判定された農地については、所有者に対して農地の適正な利用及び担い手への農地の集積・集約化を推進するため、利用意向調査を実施しています。

調査の際には農地への立ち入りやお話をお伺いする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



## 農作物の盗難被害対策について

盗難被害に遭ったり、不審車両を見かけたら、警察へ110番通報を!

農業委員会では、JA相模原市青壮年部からの協力要請を受けて、5月23日、JA相模原市とともに、管内を管轄する3つの警察署に対して、農作物の盗難被害への対応強化と抑止に関する要請書を提出しました。農作物の盗難被害は年々増加傾向にあり、緑区にある大沢南部土地改良区をはじめ、農用区域内農地への定期的なパトロールを依頼しました。

今後、農作物の盗難被害を抑止していくため、盗難被害に遭ったり、不審車両を見かけた場合は、警察へ110番通報をお願いいたします。



## 農地を転用する場合には農地法による手続きを!!

### 農地転用とは?

農地を住宅や資材置場、駐車場、道水路、山林等農地以外の用途に転用することです。なお、農地の造成(土の入替)や農地を一時的に資材置場や駐車場等に利用する場合も転用になります。

農地を転用する時には、農地法に基づく許可(市街化区域内農地は届出)が必要になります。農地法の許可なく転用した場合や、許可どおりに転用しなかった場合には罰則があります。また、農地法のほかに開発行為、埋蔵文化財の調査、廃棄物の処理、土砂の埋め立て等の所定の手続きが必要になる場合があります。

なお、許可基準や手続きについては、お問い合わせください。

お問い合わせ先

旧相模原市域 農業委員会事務局  
津久井地域 農業委員会事務局津久井事務所

電話 042-769-8292  
電話 042-780-1406



## ~「農業」に役立つ情報が満載~

一週間分の記事をまとめて読むことができる農業経営に役立つ週刊の新聞です。

また、農家はもちろん、一般のご家庭でも暮らしに役立つ情報を掲載してありますので、ぜひご購読ください。



発行：毎週金曜日 発行所：全国農業会議所 購読料：月700円(送料、税込)  
~お申し込みは農業委員会事務局まで~